

議 事 日 程

令和2年11月26日（木曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第55号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第56号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第57号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第58号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第59号 東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（7名）

1番 安 江 真 治

2番 安 保 泰 男

3番 安 江 健 二

4番 今 井 美 和

5番 今 井 美 道

6番 桂 川 一 喜

7番 樋 口 春 市

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今 井 俊 郎

教 育 長 神 戸 誠

参 事 桂 川 憲 生

総 務 課 長 今 井 明 徳

村 民 課 長 安 江 修 治

産 業 振 興 課 長 伊 藤 秀 人

地 域 振 興 課 長 村 雲 修

建 設 環 境 課 長 有 田 尚 樹

教 育 課 長 安 江 任 弘

保 健 福 祉 課 長 安 江 透 雄

診 療 所 事 務 局 長 河 田 孝

会 計 管 理 者 今 井 英 樹

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 居 石 浩 之
書 記

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和 2 年第 5 回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、1 番 安江真治君、2 番 安保泰男君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りとすることに決定しました。

◎議案第 55 号から議案第 59 号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第 3、議案第 55 号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 7、議案第 59 号 東白川村常勤の特別職職員の令和 2 年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 5 件を、関連につき一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明徳君。

○総務課長（今井明徳君）

議案第 55 号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和 2 年 11 月 26 日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表 1 ページを御覧いただきたいと思います。

現行が右側、改正案が左側になっております。

期末手当第 5 条第 2 項につきまして、「100分の232.5」であったものを「100分の227.5」というふうで、100分の 5 引き下げる改正でございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則（施行期日）、この条例は、公布の日から施行する。

次のページをお願いいたします。

議案第56号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和 2 年11月26日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

（東白川村職員の給与に関する条例の一部改正）第 1 条、東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表 2 ページを御覧いただきたいと思います。

こちら右側が現行、左側が改正案でございます。

期末手当第23条の 4 第 2 項につきまして、6 月分はもう支給されておりますので、「6 月に支給する場合には」を加え、「12月に支給する場合にあっては100分の125」というふうに引下げをさせていただくものでございます。また特定管理職員につきましても、「6 月に支給する場合には」を加えて、「12月に支給する場合にあっては100分の105」というふうに加えさせていただくものでございます。

第 3 項の再任用職員につきましても同様で、12月に支給する場合につきましても「100分の125」とあるのは「100分の67.5」と、特定管理職員の部分につきましても、「100分の105」とあるのは「100分の57.5」というふうに引下げをさせていただくものでございます。

本文にお戻りいただき、次のページを御覧いただきたいと思います。

東白川村職員の給与に関する条例の一部改正。

第 2 条、東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表 3 ページを御覧いただきたいと思います。

こちらの内容につきましては、令和 3 年度の支給についての改正をするものでございます。

期末手当の第23条の 4 第 2 項につきまして、6 月、12月に分けておりましたものを100分の127.5に統一させていただくものでございます。また、特定管理職員につきましても100分の107.5というふうに変えさせていただくものでございます。

第 3 項の再任用職員につきましても同様で、「130」を「127.5」、「72.5」を「70」に、「100分の125」とあるのは「100分の67.5」を削らせていただきまして、100分の「110」を「107.5」に

改正させていただき、100分の「62.5」を100分の「60」に、それ以後を削除させていただくもの
でございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則（施行期日等）、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令
和3年4月1日から施行する。

次のページをお願いいたします。

議案第57号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
について。東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり提出する。令和2年11月26日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

新旧対照表4ページを御覧いただきたいと思います。

会計年度任用職員の期末手当につきましては、附則の中で段階的に引き上げることになって
おりますので、今回はその段階的に引き上げる率を引き下げさせていただくものでございます。

附則（令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例）ということで、第2項になり
ますけれども、「100分の125」とあるのは「100分の85」とするを加えさせていただき、第3項に
つきましては、100分の「130」を100分の「127.5」に、100分の「110」を100分の「107.5」に引き
下げさせていただくものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則（施行期日）、この条例は、公布の日から施行する。

次のページを御覧いただきたいと思います。

議案第58号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり提出する。令和2年11月26日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表は5ページをお願いいたします。

中ほどでありますけれども、期末手当第5条第2項につきまして、「100分の197.5」を「100分
の192.5」に引き下げさせていただくものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則（施行期日）、この条例は、公布の日から施行する。

次のページをお願いいたします。

議案第59号 東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例に関する条

例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の令和２年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和２年11月26日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村常勤の特別職職員の令和２年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村常勤の特別職職員の令和２年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表は６ページを御覧いただきたいと思います。

「100分の232.5」を「100分の227.5」に、「100分の220.9」を「100分の215.9」に引き下げる改正でございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則（施行期日）、この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第59号 東白川村常勤の特別職職員の令和２年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの５件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第59号 東白川村常勤の特別職職員の令和２年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの５件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第5回東白川村議会臨時会を閉会いたします。

午前9時48分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員